

第三十一条の二の見出し中「団体構成員を団体構成員等」に改め、同条第一項中「という。」の下に「又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員以下、地域団体構成員」という。）を、当該法人の下に「又は当該組合等」を、に「その商標権」の下に「又は地域団体商標権を」とし、同条第三項中「団体構成員」の下に「又は地域団体構成員」を加え、同条第四項中「団体商標」の下に「又は地域団体商標」を加え、商標権を「その商標権」に改め、団体構成員の下に「若しくは地域団体構成員」を加える。第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「先使用による商標の使用をする権利」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしてきた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。第三十三条第三項中「前条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。第四十三條の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加える。第四十六條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第四条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加え、同項に次の一号を加える。

六 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当するものでなくなつてるとき。

第四十六條の二中「又は第五号」を「から第六号まで」に改める。

2 商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合（商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。）であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六條第一項の審判は、請求することができない。第六十四條に次の一項を加える。

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、自己又はその構成員の」とする。第六十五條第三項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。第六十八條第二項中「第七条第一項若しくは第三項」を「第六條の二第一項」に改め、同条第四項中「第四十六條の二まで」を「第四十五條まで、第四十六條（第一項第六号を除く）、第四十六條の二」に改め、第四條第一項の下に「、第七條の二第一項」を加える。第六十八條の三十四第一項及び第六十八條の三十八中「一」を「いずれかに」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人は、この法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができる。 2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している防護標章登録出願に係る防護標章登録出願人は、商標法第十二條第一項の規定にかかわらず、その防護標章登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができる。

3 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日（以下この項において「出品等の日」という。）が、平成十八年四月一日前であるときは、出品等の日は平成十八年四月一日とみなす。 4 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第十三條第一項又は同項において準用する特許法昭和三十四年法律第百二十一号第四十三條の二第三項において準用する同法第四十三條第一項の規定により優先権を主張しようとする場合（商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができるとしてされている場合を含む。）において、最初の出願若しくは千九百一十一年六月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月十四日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において「出願日」という。）が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。

5 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。 (政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 経済産業大臣 中川 昭一 内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百二十二号 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 内閣は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。 国土交通大臣 北側 一雄 内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百二十三号 港湾法施行令の一部を改正する政令 内閣は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の八第一項及び同条第二項において準用する同法第五十五条の七第三項から第五項までの規定に基づき、この政令を制定する。 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。 第二章 特定用途港湾施設等 第九条から第十一条までを次のように改める。 (特定港湾管理者に対する貸付金の金額) 第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として特定港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

政 令

御 名 御 璽 平成十七年六月十五日 内閣総理大臣 小泉純一郎

御 名 御 璽 平成十七年六月十五日 内閣総理大臣 小泉純一郎